

平成6年
(1994年) 6/5

No.924

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

第6回池袋演劇祭標語
『拍手で湧く夢 ひらく夢』

(宮入 晴さんの作品)

応募数55人95点。5月13日の審査会において上記の作品が入選作品に選ばれました。

△詳細…池袋演劇祭実行委員会事務局

☎3985-0960

資源保護のため、
再生紙を使用しています。



湯ったり紀行

~区立保養所のご利用を~



東京から高速バスで2時間。
山中湖を仰ぐ「ママの森」に位置するモダンな建物が秀山荘です。

ヒノキや桜が多い自然林に囲まれ、野鳥のさえずりが心地よく、湖をわたるさわやかな風は都会を忘れさせることでしょう。

また、テニスボールを追いかけ、汗をかいた後は富士山の見える大浴場で「ゆったりのんびり」と、カラオケで歌を唄えば気分

秀山荘
雄大な富士と山中湖に抱かれ快適な時を：

そう快…。

あなたの思い出の一ページに主な観光案内と行事

△富士山開き：7月1日 ◇上汐フェスティバル：8月27・28日 ◇富士天神山スキー場

：車で40分
※なお、7月12日まで小学校移動教室のため、区民の方のご利用は7月13日からです。

秀山荘が昨年4月にオープンして1年が過ぎました。これまで2万5千人の区民の方々のご利用をいただきました。レジャーや保養の場としていただくために紹介し、皆さんのが利用をスタッフ一同お待ちしています。

△詳細…区民施設係内線2415-7

高麗清流園 奥武藏の自然を散策してみませんか！

池袋から最も近くにある直営保養所が高麗清流園です。

奥武藏の自然に囲まれ、春は桜に始まり、四季折々の花が楽しめます。

裏手には埼玉県内唯一の清流「高麗川」が流れ、春から秋にかけては、静かに清流釣りをする人が見られ、夏には川遊びを楽しむ子どもたちの歓声が聞こえています。

△主なハイキングコース：五常の滝→徒歩40分、巾着田→徒步40分、日和田山→徒步120分 ◇主な名所旧跡：高麗神社→車で10分

「熱海」の春を告げる梅まつりが1月から始まり、ひと足早い春を求め、にぎわいを見せています。また、姫の沢公園は相模湾を見下ろす

△梅祭り：1月中旬～3月上旬 ◇花火大会：夏季／7月23・25・28日、8月4・5・8日。冬季／12月上・中・下旬

豊島荘 温泉でゆっくりとくつろぎのひとときを！

も満喫できます。

1年を通じ温かい熱海、ぬくもりのある「豊島荘」へ行ってみませんか。

熱海の主な行事



高麗清流園のテニスコート



豊島荘の温泉

『としま非核平和のつどい』



今年も講演と映画を内容とした「としま非核平和のつどい」を開催します。講演には「ベトナムのダーチャン」「戦争と青春」など多くの秀作を生み出してきた作家の早乙女勝元氏を講師に迎え、「いのちと平和の尊さ」を「おばけ煙穴」と私のものがたり」と題しておおくりします。講演には手話通訳がつきます。講演終了後、映画「おばけ煙突のうた」を上映します。この映画は、頑太と勝平の夢と友情が東京空襲によつて打ち碎かれるさまを描いた作

品です。皆さんのご来場をお待ちしています。

7月1日(金) 午後1時30分
開演(1時開場) 区民センタ
料金 定員：220名(先着順) ◇申込方法：電話で受け付けます

利用料金	
区分	料金
あとな(12歳以上)	4,200円
子ども(3~11歳)	3,200円

*入湯税(1泊150円)は現地払いです。

利用料金	
区分	料金
あとな(12歳以上)	4,300円
子ども(3~11歳)	3,100円

*Cタイプは身体障害者優先です。

利用料金	
区分	料金
あとな(12歳以上)	2,500円
子ども(3~11歳)	2,000円

*休憩でのご利用は午前10時～午後3時です。

今年も講演と映画を内容とした「としま非核平和のつどい」を開催します。講演には「ベトナムのダーチャン」「戦争と青春」など多くの秀作を生み出してきた作家の早乙女勝元氏を講師に迎え、「いのちと平和の尊さ」を「おばけ煙穴」と私のものがたり」と題しておおくりします。講演には手話通訳がつきます。講演終了後、映画「おばけ煙突のうた」を上映します。この映画は、頑太と勝平の夢と友情が東京空襲によつて打ち碎かれるさまを描いた作

品です。皆さんのご来場をお待ちしています。

7月1日(金) 午後1時30分
開演(1時開場) 区民センタ
料金 定員：220名(先着順) ◇申込方法：電話で受け付けます

**平成6年度特別区民税
・都民税の納税通知書
(普通徴収分)を6月10日
日に発送します**

住民税(特別区民税・都民税)
は前年(平成5年)中の所得
により課税します。

会社などを退職し、現在無職
の方でも前年に所得のある場合
は課税されます。なお、会社に
勤務し、給与から住民税を納め
ている方が年の途中で退職する
などして給与から住民税を差し
引くことができなくなると、残
りの住民税は、ご本人に納税通
知書(普通徴収の方法)をお送
りしますので、これで納税して
ください。

**平成6年度分の個人住
民税については、特別
減税が実施されます**

1年間限りの特別措置として
平成6年度分の個人住民税の特
別減税が行なわれます。減税の
方法は次のとおりです。

①個人住民税の所得割額から特
別減税額を控除します。

②特別減税額は、所得割額の20
%相当額です。ただし、20%相当額が20万円
を超える場合は、20万円を限度
とします。均等割など、所得割
以外のものは減税の対象となり
ません。

③特別減税の控除方法等
特別微収(均等割)、所得割の
額とも平成6年6月分と7月分
は微収せず、特別減税額を控除
減税額を控除します。

●特別減税以外の平成6年度の
改正点
△非課税限度の引き上げ
配偶者+扶養親族数(本人)+
18万円(改正前13万円)
均等割:34万円×(控除対象
配偶者+扶養親族数+本人)+
所得割:34万円×(控除対象
配偶者+扶養親族数+本人)+

住民税(特別区民税・都民税)
は前年(平成5年)中の所得
により課税します。

会社などを退職し、現在無職
の方でも前年に所得のある場合
は課税されます。なお、会社に
勤務し、給与から住民税を納め
ている方が年の途中で退職する
などして給与から住民税を差し
引くことができなくなると、残
りの住民税は、ご本人に納税通
知書(普通徴収の方法)をお送
りしますので、これで納税して
ください。

30万円(改正前25万円)
ただし、単身者は、34万円の
みです。
△特定扶養親族(平成5年12月
31日現在16~22歳の扶養親族)
に係る所得控除額の引き上げ
39万円(改正前36万円)
●平成6年分の所得税について
も別途減税が行われます。

**第1期分の納期は
6月30日です**

住民税は、都や区が住民の
方々の福祉の向上を目指して行
う色々な行政の大切な財源とな
るもので、必ず納期内に納め
ていただきようお願いします。
忙しい中で、まだ時間がある
と思っているうち、うつかり期
限を過ぎてしまふと、延滞
金がかかる場合があります。

万一、期限を過ぎてしまった
場合でも、お手元の納付書は納
期限の翌月末まで銀行等金融機
関(郵便局では期限後は納めら
れません)で利用できます。期
限が過ぎた時は一日も早くお支
払ください。

Q 私の収入は年金のみですが
納税通知書に「雑所得」とあり
ますが何ですか。

A 年金は、税法上、「雑所得」
とされています。年金収入のあ
る場合、公的年金等の控除額を

算定方法

都民税	特別区民税	
(1) 特別減税前の所得割額	A	
(2) 上記の金額の100円未満 を切り捨てたもの	C	
(3) (C+D)×0.2	E	
(4) 特別減税額	E× C+D (100円未満を切り上げ)	F
(5) 特別減税後の所得割額	A-F	H
(6) 特別減税後の税額	H+均等割額 (100円未満を切り捨て)	I

平成6年度分の特別減税

算定方法	都民税	特別区民税
(1) 特別減税前の所得割額	A	B
(2) 上記の金額の100円未満 を切り捨てたもの	C	D
(3) (C+D)×0.2	E	(100円未満を切り上げ、上限20万円)
(4) 特別減税額	E× C+D (100円未満を切り上げ)	F
(5) 特別減税後の所得割額	A-F	H
(6) 特別減税後の税額	H+均等割額 (100円未満を切り捨て)	I

暴走族追放強化期間6月1~30日

「スピードで 散らすな青春 愛の声」

今月は、暴走族追放強化実施
の期間です。

例年、学校の夏休み中は、若
者の車両による爆音・暴走行為
が多発し、道路の交通秩序のみ
ならず、地域住民の生活環境に
も大きな影響を及ぼしています。

また昨年、都内における交
通事故で亡くなられた方が44人
で、そのうち若者の二輪車や四
輪車による事故で43人(死者
の21・1%)の方が、若くして
尊い生命を失っています。
事故の原因は、スピードの出
し過ぎ・信号無視等の無謀運転、
ハンドル・ブレーキ操作ミス等

交通事故で亡くなられた方が44人
で、そのうち若者の二輪車や四
輪車による事故で43人(死者
の21・1%)の方が、若くして
尊い生命を失っています。
事故の原因は、スピードの出
し過ぎ・信号無視等の無謀運転、
ハンドル・ブレーキ操作ミス等

ハンドル・ブレーキ操作ミス等

差し引いた残りが、「雑所得」と
して取扱われているためです。
Q 現在住民税を給与から大引
きされているのに、納税通知書
が来た。二重課税ではないか。

差し引いた残りが、「雑所得」と
して取扱われているためです。
Q 現在住民税を給与から大引
きされているのに、納税通知書
が来た。二重課税ではないか。

募 集



水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

◇資格: (1)19歳以上40歳未満
(原則)で期間中なるべく続け
て勤務できる方(2)正しい泳法
非行から守る全国強調月間」に
て勤務できる方(3)正しい泳法
(クロール・平泳ぎ)の基本が
でき、指導に熟意のある方(4)仕
事の内容: 区立小中学校プール
で児童・生徒に水泳を指導◇期
間: 7月21日~8月31日(小学
校は約20日間、中学校は約15日
間)◇勤務時間: 1日約6時間
皆さんは、この趣旨をご理解
いただき、家庭・学校・地域
において、交通安全について活
発に話しあい、暴走行為追放の
気運を盛り上げていただきます
よう、ご協力をお願いします(詳
細: 交通対策課内線2976)

水泳指導員

催し



豊島区コミニティ振興公社
から
◆申込み・詳細…☎ 33590.

(1) 美術へのいざない
「ブルーノ・タウト展」
日本美の再発見者としても知られるドイツの建築家ブルーノ・タウト。セゾン美術館で行われる同展の講座です。

6月24日(金) 午後6時30分
「8時 区民センター音楽室」
講師：東京造形大学助教授 谷川章氏 ◇費用：無料 ◇定員：50名 (電話申込み先着順)
※受講者には 同展の入場券を一般券100円(当日券200円)、大学生・高校生600円(当日券800円)で希望者(一人2枚まで)に販売します。

◆天体観測と歴跡めぐり

猪苗代四季の里開館記念事業
人形劇まつり

7月3日(日) 午前10時～午後4時 区民センター ◆内容：人形劇の上演、喫茶コーナー等 ◇費用：前売り100円、当日80円。
またはファミリーチケット(3人分)2千円(前売りのみ) ◇主催：第7回池袋

7月20日(水)～22日(金) 午前8時～15分 豊島公会堂前集合 ◆宿泊：猪苗代四季の里(福島県猪苗代町) ◆対象：区内在住、在勤の方。ただし未就学児童の中込みはできません。また、中学生以下の場合は成人の引率が必要です(交通：往復貸切バス) ◆費用：2万円(小学生1人)

◆申込み多数の場合抽選
員：50名(申込み多数の場合抽選)

◆天体観測と歴跡めぐり

猪苗代四季の里開館記念事業
人形劇まつり

7月3日(日) 午前10時～午後4時 区民センター ◆内容：人形劇の上演、喫茶コーナー等 ◇費用：前売り100円、当日80円。
またはファミリーチケット(3人分)2千円(前売りのみ) ◇主催：第7回池袋

7月20日(水)～22日(金) 午前8時～15分 豊島公会堂前集合 ◆宿泊：猪苗代四季の里(福島県猪苗代町) ◆対象：区内在住、在勤の方。ただし未就学児童の中込みはできません。また、中学生以下の場合は成人の引率が必要です(交通：往復貸切バス) ◆費用：2万円(小学生1人)

◆申込み多数の場合抽選
員：50名(申込み多数の場合抽選)

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「8時30分 立教大学9号館大教室」 ◆講師：作家 池澤夏樹氏 ◇司会：立教大学教授 野谷文昭氏 ◇費用：無料 ◇定員：400名 (申込み先着順) ◇申込み・詳細：社会教育係内線 3455

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」

◆天体観測と歴跡めぐり

豊島区管弦楽団
「これまでの家族」

6月28日(火) 午後6時30分
「これまでの家族」